

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11件

国民年金関係 10件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和22年9月10日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人のA社B出張所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和22年8月に係る標準報酬月額については600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年7月1日から同年12月1日まで
② 昭和22年8月10日から23年5月まで

私は、昭和21年7月1日から23年5月までの期間、A社に継続して勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入期間が無い旨の回答があった。

申立事業所については、まずA社C支店への採用と同時に同社B出張所に勤務し、昭和22年9月以降はD県内の同社E出張所に異動となった。

申立期間①と②との間の期間については、同社B出張所に係る厚生年金保険の加入期間が確認できる。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和22年8月10日から同年9月10日までの期間については、社会保険事務所の保管するA社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は22年9月10日と記載されている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が当該事業所において昭和22年9月10日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和22年8月に係る標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、600円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和22年9月10日から同23年5月までの期間については、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、A社C支店及び同社C支店において厚生年金保険の加入記録が確認できる申立人が挙げない元同僚から聴取したものの、申立てに係る事実を確認できる関連資料、証言等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険庁の記録により、A社E出張所については、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

加えて、社会保険庁の記録により、申立期間について、A社に係る事業所のうち、D県内において厚生年金保険の適用事業所として確認できる事業所は、A社C支店のみであることが確認できる上、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間について、申立人に係る加入記録は無く、整理番号に欠番も見られない。

申立期間①については、社会保険事務所の保管する全喪(書替)事業所早見表より、A社B出張所における厚生年金保険の新規適用日が昭和21年12月1日であることが確認できることから、申立期間において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社に照会した結果、申立期間①における申立ての事実を確認できる関係資料等は無い旨の回答を得ている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び昭和22年9月10日から同23年5月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は平成5年4月16日、資格喪失日は同年6月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については17万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月16日から同年6月1日まで

申立事業所では、勤めてすぐに健康保険被保険者証をもらい厚生年金保険料を引かれていたが、年金記録を社会保険事務所に照会したところ、加入記録が取り消されている旨の回答があった。

申立期間当時、会社から加入記録の取消しに係る説明も無く、厚生年金保険料の払い戻し等も無かった。また、会社の経営状態は悪かったと記憶しており、私の退職後しばらくして倒産したと聞いた。

加入記録が取り消されている申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者情報により、申立期間当時、申立人がA社に勤務していたことが確認できるが、社会保険庁の記録では、平成5年4月16日から同年6月1日までの期間の当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録が取消されている。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、平成4年12月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がその約2年後の6年12月8日に行われているが、4年12月31日以後に厚生年金保険の被保険者資格を取得した5名についても申立人と同様に6年12月8日に加入記録が取消されている。また、4年12月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した複数の元同僚については、5年10月及び6年10月の算定記録の取消処理が行われている者や、同日以降の異なる日付で被保険者資格を

喪失した旨の記録を4年12月31日にさかのぼって訂正されている者が多数存在しており、かつ、当該訂正処理前の記録から、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格について、平成5年4月16日に取得し、同年6月1日に喪失した旨の記録を取消す旨の処理を行う合理的な理由は無く、社会保険事務所における当該取消処理は有効なものとは認められないことから、申立人の資格取得日及び資格喪失日は当該処理前の記録から、資格取得日は同年4月16日、同じく資格喪失日は同年6月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の当該処理前の記録から、17万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年10月1日に、資格喪失日に係る記録を41年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、40年10月については1万6,000円、同年11月については1万8,000円、同年12月から41年2月までの期間については2万8,000円、41年3月については2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間にはA社に勤務していたにもかかわらず、同社に係る加入記録が無い旨の回答があった。

当該事業所に係る給料支払明細書の一部を保管しており、厚生年金保険料及び健康保険料が控除されていることが確認できる。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する給料支払明細書及び元同僚の証言により、申立期間について、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書及び申立人の同僚の記録から、昭和40年10月については1万6,000円、同年11月については1万8,000円、同年12月から41年2月までの期間については2万8,000円、41年3月については2万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の連絡先は不明であり確認することはできないが、仮に、事業主か

ら申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年10月から41年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から21年8月25日まで
② 昭和21年9月20日から23年7月1日まで

私は、小学校卒業後の昭和16年3月から健康診断で病気が見つかり入院する30年まで申立事業所に断続的に勤務していた。年金受給裁定手続の際、24年2月に脱退手当金を受給したことになることを知ったが、当該事業所の退職時に退職金を受給した覚えは無く、同社から脱退手当金の話も無かった。脱退手当金受給の手続きをしていないのに、なぜ、脱退手当金を受け取ったことになっているのか、納得できない。

申立期間に係る脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所に昭和25年8月から30年9月までの期間に再度勤務しているが、当該期間については脱退手当金を受給していないことを踏まえると、申立期間の脱退手当金について事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の生年月日については、改製原戸籍においては昭和4年3月1日と確認できるところ、申立事業所の被保険者名簿により、申立期間①及び②に係る事業所が同一にもかかわらず、申立期間①においては大正4年4月7日、申立期間②においては14年4月17日と記載されていることが確認できる。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額(496円)は法定支給額(406円)と90円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から7年2月までの期間及び7年8月から10年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年6月から7年2月まで
② 平成7年8月から10年12月まで

申立期間当時、私の妻が、私の滞納していた市県民税、国民健康保険料などをまとめて20万円くらい金融機関で納付したのを覚えている。納付した金額の中に国民年金保険料も含まれていたはずなので、申立期間がすべて未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、平成9年2月、職権により、5年6月までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、その時点では、当該期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②については、社会保険庁の記録により、平成19年10月、国民年金被保険者資格の記録が追加処理されていることが確認でき、その時点では、当該期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であったと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人及びその妻は、国民年金保険料の納付についての記憶が明確でないため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から昭和41年7月まで

申立期間当時は、私の父親が経営していた木材業を私の兄と一緒に手伝っており、父親が、私の兄と私の二人分の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。私の兄は納付済みであるのに、私だけが未加入となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁及び申立人の居住していた市において、申立人が、申立期間当時、国民年金に加入していたことをうかがわせる記録が無い上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格喪失後、国民年金の加入手続を行っていなかったものと推認され、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったと考えるのが自然である。

また、申立人の父親が、申立期間について申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその父親は、既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 400

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月から 60 年 3 月まで

申立期間当時、私の夫は、出稼ぎに出ていた県外において、厚生年金保険に加入していたが、私は美容室を営んでおり、継続して国民年金保険料を納付していた。国民年金保険料は銀行の口座引落としにより納付していたはずなので、未納のはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、居住していた市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持している国民年金手帳により、申立人は、昭和 59 年 6 月に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、当時、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものとするのが自然である。

また、申立人は、「申立期間については、口座引落としにより国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、市の国民年金被保険者名簿により、申立人が、国民年金保険料の銀行口座引落としを開始した時期は、平成 2 年 10 月からであることが確認でき、申立内容と相違している。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 401

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月まで
国民年金の加入時期については定かではないが、私は、昭和 57 年 4 月から国民年金保険料の納付を開始し、58 年 3 月の結婚後も婦人会の集金により 61 年 3 月まで継続して国民年金保険料を納付していたはずである。記録では、申立期間が未加入となっているが、国民年金の資格喪失を行った記憶は無く、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の国民年金被保険者台帳及び申立人が所持している国民年金手帳により、申立人は、厚生年金保険被保険者である配偶者との結婚により、昭和 58 年 3 月に国民年金の任意加入被保険者となり、同年 7 月に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったと考えるのが自然である。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料を地区婦人会の集金人に納付していた。」と述べているが、申立期間当時の町役場年金担当職員から「当時は、国民年金の任意加入被保険者は、婦人会による国民年金保険料の集金対象とはなっていなかった。」との証言が得られており、申立内容には不自然さが見受けられる。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月までの期間及び 48 年 1 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月まで
: ② 昭和 48 年 1 月から同年 12 月まで

申立期間①については、3 か月に一回、同じ町内にあった郵便局に、納付書で現金を添えて国民年金保険料を納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

申立期間②については、昭和 50 年又は 51 年ごろに帰郷した際に数か月分の国民年金保険料の未納期間があり、市役所の支所で未納期間を確認の上、私の義母に保険料を立て替えてもらい、一括して納付した。納付時期や場所、方法は、はっきりと覚えていないが、銀行の渉外担当に依頼したはずなので、未納のはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時から、夫婦で理容業を営み、夫婦一緒に国民年金保険料を納付してきた。」と述べているとともに、申立人及びその夫は、納付日の確認が可能な昭和 59 年 4 月から平成 10 年 4 月までの期間については、夫婦同一日に国民年金保険料を納付していたことが確認でき、基本的に夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたものと推認されるところ、申立期間については、その夫も未納となっている上、申立期間以外にも複数の未納期間があり、いずれも夫婦共に未納期間となっていることから、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人は、「申立期間②については、国民年金保険料を私の義母に立替えてもらって納付した。」と述べているが、申立人が所持する領収書により、申立期間②直後の昭和 49 年 1 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料

が、51年2月17日に一括で過年度納付されていることが確認でき、申立人が、納付時期を誤認している可能性もうかがわれるとともに、その時点では、申立期間②は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から 46 年 3 月まで

申立期間については、私の夫の転勤で赴任してまもなく、市の委託人という女性の方から、自宅で説明を受け、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。

毎月、国民年金保険料を納付してきたのに、納付した記録が残っていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の昭和 46 年 12 月に国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、さかのぼって国民年金保険料を納付することはできない期間であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「自宅に来た市の委託人に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料の納付をした。」と申し立てているが、当該市に確認したところ、申立期間当時、国民年金保険料の集金を婦人会等に依頼したことはあったものの、国民年金の加入手続については市役所で行っていたとしており、申立てにある委託人の存在については確認できなかった。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 404

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで
申立期間の国民年金保険料については、市役所の職員が集金に来たり、自分で納付に行くこともあり、未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 8 月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間の一部については、戸籍の附票により、当該期間当時、申立人と同居していたことが確認できるその夫も未納となっていることが確認でき、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで

私は、借家の家主に勧められて国民年金に加入し、集金人に3か月ごとに国民年金保険料を納付し、領収書をもっていたが、転勤で紛失した。

また、私が所持する国民年金手帳では、資格取得日が昭和42年4月となっているのに、国民年金保険料の納付は、その1年後の43年4月からとなっており、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年2月に払い出されていることが確認できる上、社会保険庁及び市の国民年金被保険者台帳により、申立人は、申立期間直後の昭和43年4月に共済組合員の妻として国民年金に任意加入し、資格取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、さかのぼって国民年金保険料を納付できない期間であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 406

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から47年12月まで

私は、申立期間当時、住んでいたアパートの婦人会の方に勧められて国民年金に加入し、毎月、国民年金保険料を納付して国民年金手帳に領収印を押してもらっており、申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の国民年金被保険者台帳により、厚生年金保険の被保険者との婚姻日である昭和42年12月に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立人が所持している国民年金手帳には、国民年金の被保険者となった日が第3号被保険者制度の開始された61年4月と記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料の納付はできなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 407

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から49年3月まで

申立期間については、区役所から未納を指摘され、全額納付したはずであり、私の妻の国民年金保険料は、さかのぼって納付済みとなっているのに、私の記録のみが未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の国民年金被保険者台帳により、申立人については、他の公的年金への加入期間があることを理由として納付を希望しない旨の記録が確認できることから、申立人は、特例納付を行わなかったものと推認される。

また、申立人は、さかのぼって国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が一括して納付したと主張する金額と申立期間の国民年金保険料を過年度納付及び特例納付した場合の金額と相違している。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年1月1日から同年12月1日まで
② 昭和21年10月1日から22年10月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①におけるA社B支店及び申立期間②におけるC社D支部に係る加入記録が無い旨の回答があった。

申立期間①については、6等級の職員として初任給72円が給付され、厚生年金保険料等が控除されていたこと、また、同社から受け取った健康保険証を使用して腎臓の病気を治療したことを記憶している。また、申立期間②については、技術員として給料420円を給付されたこと、健康保険証を使用して盲腸の治療を受けたことを記憶している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間①については、申立期間のうち、昭和19年1月1日から同年9月30日までの期間については、労働者年金保険法の施行下であるが、社会保険事務所の保管するA社B支店に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載されている労働者年金保険又は厚生年金保険の記号番号に係る資格取得年月日、及び該当社会保険事務局からの当該事業所における厚生年金保険の新規適用年月日に係る回答結果から、当該事業所は労働者年金保険法の適用事業所では無かったことが確認できる。

また、当該事業所は既に全喪しているほか、申立人が挙げる当該事業所における元同僚については、当該被保険者名簿において加入記録が無い上、既に死亡していることから、申立てに係る事実を確認できる関連資料、証

言等を得ることができない。

さらに、申立期間のうち、昭和19年10月1日から同年12月1日までの期間については、申立人は、同年7月20日ごろから同年11月末までの間、E県F町に所在したA社G塾（訓練所）において、訓練を受けていたとしているところ、申立ての事実を確認できる関連資料等はなく、申立人は、同塾における元同僚名を記憶していないことから、申立てに係る事実を確認できる関連資料、証言等を得ることができない。

加えて、当該被保険者名簿により、申立期間について、申立人に係る加入記録はなく、整理番号に欠番も見られない。

申立期間②については、社会保険事務所の保管するC社D支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が挙げる元同僚に係る加入記録が確認できることから、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が挙げない当該被保険者名簿において厚生年金保険の加入記録が確認できる元同僚から聴取したものの、申立人を記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料、証言等を得ることはできなかった。

また、申立人が挙げる元同僚で、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認でき、H事業所（現在は、I事業所。）においても同僚であったとされる者については、既に死亡していることから、申立てに係る事実を確認できる証言等を得ることができない。

さらに、当該被保険者名簿により、申立期間について、申立人に係る加入記録はなく、整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。